

/www.net-ibaraki.ne.jp/koukyoso/kouchoukai/

## 校長会の研究（第10回）

### 校長会と教頭会（その1）「教頭会法規演習」

#### 研 修 問 題

最近、「研修」をめぐって異様な事態が起きている。

第四学区の或る高校で、新任の校長が、昨年度の途中になって突然「研修」問題で指示をおこない、従来取得できていた「研修」が大幅に制限されるようになった。

長期休業日の自宅研修だけはかろうじて存続しているものの、通常の授業日の午後四時以降の研修は一律不許可となった。定期テスト日における午後の研修も、一切なくなり、教員は午後五時一〇分まで校内にとまることになった。入学試験の合格判定会議（三月二日）は午前一〇時三〇分には終了したものの、教員は午後三時過ぎまで帰宅を許されなかった。

別の学校でも、定期テスト日に午後四時に帰宅する際、或る教員が一時間分の年次有給休暇を取得した。ほかにも同様の例がみられる。

結果的に研修削減に至らないにしても、多くの学校で校長が研修につき「県民の目がある」ので「誤解を受けないような配慮」をしてほしいとの指示をしている。その際、校長らは「校長会において県から指示された」として、その指示事項の伝達という形をとっている。

#### 高校教育課の指示

校長らが「校長会」と言っているのは、任意団体・茨城県高等学校校長協会の会合のことであり、「県からの指示」とは、その場に同席している高校教育課の課長・課長補佐・管理主事らの発言を指している。

法令に根拠を有しない任意団体の活動は、文部科学省・県教育庁の基準に照らしても到底公務ではありえず、公

費の支出などももちろん許されない。ところが、校長らは教育委員会規則（茨城県県立学校管理規則第二十七条）によって与えられた出張許可権限を違法に行使し、正当な理由なく自分で自分に出張命令を発して、私的団体である「高校長協会」の会合を開いている（本研究第一回）。

いっぽう、高校教育課の人事担当者らは、本来これらの違法支出をやめさせ、従わない場合には懲戒処分をおこなうべきところであるが、先輩たる校長協会幹部らに屈従し、また、いずれは与えられた人事権限を行使してみずから校長協会幹部になることを見越して（本研究第八回）、こうした長年の悪習を容認したうえ、「指示伝達をおこなうため」と称して当該会合に毎回必ず出席し、積極的にこれに加担している。

そもそも、こうした任意団体の私的集会の場で、県立学校の教職員の勤務関係について具体的指示をおこなうことは、行政の基本原則の根幹を揺るがすものであり、到底許されない（本研究第二回）。

さて、教育庁の保存文書や校長協会の記録文書、校長らの出張復命書によれば、一九九九年以前、「県教委指示事項」には、研修問題は見当たらない。当該会合で研修問題が取り上げられるようになったのは、二〇〇〇（平成二二）年度以降のことである。

二〇〇〇年四月一九日、水戸ブラザーホテルで開かれた高校校長協会全体会で、新任の山田隆士高校教育課長は次のように述べた（読み上げ原稿）。

「服務規律の確保に関しては、今申しあげました飲酒運転や体罰等に加えて、入学式、卒業式、あるいは定期試験日等の生徒を帰したあとの勤務時間について、周辺の住民にきちんと説明ができるような配慮が必要

になってくるかと思えます。校長先生方におかれましては、教職員を見る世間の目が、考えている以上に、急速にシビアになっていることを再確認いただきたいと思います。」

#### 校長会と研修問題

地区校長協会の会合の際にも、出席した管理主事から同様の指示が行なわれたのかも知れないが、指示内容についての行政文書が作成・保存されないのは、はっきりしたことは分らない。ひとつだけ、二〇〇〇年七月四日の県南地区高校校長協会の会合で、「授業日における自宅研修」について話し合われたことが記録に残っている。

注目すべきことは、山田高校教育課長は「入学式、卒業式、あるいは定期試験日等の生徒を帰したあとの勤務時間」について言及しただけに、ここでは「授業日における自宅研修」が問題にされていることである。

この場で、同一歩調をとるべく打ち合わせがおこなわれたことは明らかで、以後とりわけ第四学区の学校でトラブルが多発するようになる。

その舞台は、主として「茨城県高等学校教頭会」であった。

この準備作業の積み重ねのうえで、課長の一言が、一連の動きを引き起こす「キーワード」として作用し、校長らによる一連の研修つぶしがおこなわれるに至った。

本研究は、県高校長協会が従える忠実な二軍部隊としての「茨城県高等学校教頭会」を研究テーマにする。

茨城県立学校教頭研修会  
二〇〇〇（平成二二）年八月八日から九日まで、ひたちなか市のホテル・クリスタルパレスで、「茨城県立学校教頭研修会」が開催された。

第一日目は、一〇時からの全体会で、主催者の仲田昭一茨城県教頭会長（水戸一高教頭、現日立二高校長）、高校長協会長（代理）副協会長・池田都賀康水戸一高校長、稲葉節生教育次長の各氏のあいさつと各委員会の活動報告等がおこ

なわれた。二時から委員会ことに集合写真の撮影があり、撮影の合間が昼食の時間とされた。

一三時から六つの班に別れて、「法規演習」、続いて一七時まで「総務課の大久保孝主任が県情報公開条例(平成二二年三月一八日 県公文書の開示に関する条例の全部改正)について解説する」「研究協議」がおこなわれた。

第二日目は、七時に朝食の後、八時三〇分前から前半全体会、後半分科会形式で「教育課程に関する研究協議」、続いて一〇時四五分から茨城トヨタ自動車の幡谷浩史社長の講話(演題「教頭先生を二〇倍楽しくさせる方法」)があった。

昼食後は通学区別研修会と委員会別協議、最後に全体会で打越慎一高教課人事担当課長補佐(現日立北高校長)の講評を受け、一五時過ぎに閉会した。気の抜けない内容が盛りだくさんだが、楽しめないわけではない。第一日目の夜は、同ホテルの瑞宝の間の一六卓の丸テーブルに料理と酒が並べられ、池田高協協副会長(現協副会長)、稲葉教育次長の他、山田隆士課長、染谷信洋副参事(現土浦高校長)、打越課長補佐、大金文郎指導担当課長補佐、小林勉管理主事(現松丘高教頭)等、高教教育課の九名、吉川厚三総括課長補佐等、特殊教育課の三名を上席に据えて、「教育懇談会」と称する宴会が催された。

## 法 規 演 習

第一日目の「法規演習」は、県立の高等学校と特殊教育諸学校の教頭一五九名が六つの班に割り振られ、それぞれ与えられた問題に対する答案を持参し、選ばれた者による答案の発表と討議がおこなわれる。

第一班は高校の新任教頭四名、第

二班から第五班までは、在任二年目以上の高校の教頭が二ないし三名ずつ、第六班には特殊教育諸学校の教頭二八名が割り振られる。

たとえば一九九六(平成八)年度の演習題のテーマは次の通りであった(問題文は二〇〇字程度で示される)。

第一班 休暇・休職の取り扱い  
第二班 授業中の体罰行為  
第三班 遠足実施日における年休  
第四班 生徒同乗での自家用車事故  
第五班 入学式前の部活動中の事故  
第六班(特殊) 授業中の生徒の事故

### 行政解釈の無批判な踏襲

これらの演習題について、模範解答が毎年まとめられて、『茨城県高等学校教頭研修会における演習報告』として発行されている(以下、「演習報告」)。各校の教頭が保存している中で閲覧できる。模範解答を見ると、案の定、学校教育法第二八条第三項における「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する」との規定(第五一条で高等学校について準用)における、「校務」を「学校運営上必要な一切の仕事を包括的に示した語」とする解釈に立脚していることなど、問題のある記述が目立つ(平成八年度 演習報告「四ページ」)。

校長の職務としての「校務」とは、「全校の学校業務」すなわち、各学校が学校全体としてなすべき仕事と解するのが正しい。したがって、「校長処理事務」たる「校務」は、学校教育法第二八条において規定されている教諭の職務としての「教育」や事務職員の職務としての「事務」とは異なる職務である。したがって、「校務」には、「教育」等の他職種の職務内容は、当然含まれない(兼子仁「教育法(新版)」有斐閣、四六〇ページ)。

学校の仕事の全部を「校務」と解釈

したのでは、学校教育法二八条の規定は支離滅裂になってしまい、まともな解釈としては到底成り立たない。

「演習報告」の立場は、この錯乱した従来の文部行政側の解釈を無批判に踏襲し、意味もわからずオウム返ししているだけである。これでは「研修」や「演習」の名が泣いている。

### 夢のような教頭権限

さらに突飛な記述もある。

学校教育法第二八条第四項の「教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童の教育をつかさどる」との規定について、「整理する」とはこのような校務のすべてを必要に応じて命令し、指揮して調整を図り、校長の学校運営が円滑に行われるようにすることである」と極論を述べている(平成一〇年度 演習報告「五ページ」)。「教頭」がこのような絶大な権限を振るってしまったのでは、かんじんの「校長」の出る幕がなくなってしまうだろう。

### 法 規 演 習 の 変 化

従来の教頭会法規演習は、前述の一九九六(平成八)年度の演習題のように、校内でのさまざまなトラブル、とりわけ「学校事故」を例にあげ、その対処法について検討するというパターンになっていた。いわゆる「危機管理」の予習という性格が強かったのである。(その中で、安易に行政解釈に寄り掛かった一面的な解釈や、どうかと思うような危険な主張が提出されるとい問題があったのではあるが)。

ところが、近年、教頭会法規演習の出題傾向と模範解答のトーンに歴然たる変化が起きている。

一九九九(平成一一)年の演習題第一問は次のようなものであった(平成一

一年度 演習報告「一三三ページ」)。

「県立A高校の職員室において、三時間目の空き時間に、職員団体の構成員であるB教諭が、採用されてから三か月しかたっていない条件付き採用のC教諭に対して、ピラを渡して職員団体に加入するよう勧誘していた。それを見た教頭が、校長の指示を受けてやめるように注意したところ、B教諭は「教頭の発言は不当労働行為だ。」と主張して、やめようとしなかった。さらに、注意を続けたところ、今から年休をとって勧誘するので、問題はないはずだ。」と主張した。また、B教諭は日頃から新採教諭に対して、初任者研修と学校行事が重なった場合は、学校行事を優先してよいことになっていると説明している。校長はどうか対処したらよいか。」

非現実的な状況設定と組合敵視  
出題する「事例」は、フィクションであつてもよいが、すくなくとも典型的な事例を演習題とすべきであろう。空き時間に教頭の目前で初任者につきまとい、制止されてトラブルになるなどという、およそ非現実的な「事例」である。

職員団体の活動に事寄せて、どうかと思つような状況を構成したうえで教頭に解答を作成させる。すでにこれだけで、当該団体に対する根拠のない敵対感情を醸成することになる。模範解答には、「違法な活動に対しては法令等の趣旨に従い、毅然とした態度で臨み、秩序ある学校の運営管理を心掛けなければならない」と勇ましいことばが並んでいる。しかし、「適法」と「違法」についての基準・実例がきちんと示されているわけではない。非現実的で極端な例をあげてそれを論

難してみせるようなことをすると、早とちりをした教頭が、職場であらゆる組合活動を敵視し、抑圧するといつ効果を生ずることになる。

現職の教頭らが、給与と出張旅費・日当の支給を受け、任意団体「茨城県高等学校教頭会の会合の場で不当労働行為の事前訓練をおこなっていることになる。このような「法規演習」は、茨城県高等学校教職員組合に対して根拠のない中傷を加え、理由のない敵対感情を植え付けるものであつて容認できない。

### 高校教育課方針に反する主張

この一九九九年の演習題第一問の問題点はそれだけではない。

高校教育課は従来、初任者研修と学校行事が重複した場合には、学校行事を優先し、初任者研修を欠席して学校行事に参加するよう指導してきた。ところが、表明された高校教育課方針に反して、模範解答は次のように言う。

「学校行事を計画するに当たっては、初任者研修はもとより対外的な行事等を助業して計画するのが一般的な対応であるが、重複した場合には職務研修としての初任者研修を優先させるべきであろう。」

たんに初任者研修に出席させよと言っているだけではない。学校行事計画の段階から、初任者研修はもとより対外的な行事等の方を優先させよという。驚くべき主張である。

### 自 宅 研 修 の 否 定

「初任者研修」が出てきたが、ここで「研修」についての「法規演習」の検討にはいる。

一九九八(平成一〇)年の演習題の第一問は、次のとおりである(平成一〇

「県立A高校の勤務時間は、午前八時三〇分から午後五時一五分までである。生徒指導部の部員であるB教諭は、昼休みの四五分間校内巡視を行う役割を割り当てられている。B教諭は、『昼休みの四五分と午後の休憩時間の一五分間をあわせて六〇分間を午後四時一五分から自宅研修扱いにしてほしい。』と教頭をとおして、校長に申し出てきた。校長はどう対処したらよいか。」

休憩時間の問題と、研修の問題という二つの別個の事項がいつしよくたに扱われており、非常に分かりにくくなっている。

模範解答は「休憩時間に校内巡視するB教諭に別な時間帯に休憩時間を与えるように他の教員とは別に勤務時間を割り振ることが必要であろう」としたうえで、さらに、「勤務時間を早く切り上げて自宅研修扱いにすることは、授業・校務に支障がないとしても、研修内容が職務上有益であるとは判断できないので、職務専念義務を免除されている。この研修に相当するとは言えない」としている。

教育公務員特例法

第十九条(研修) 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 (略)

第二〇条(研修の機会) 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、

授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修をおこなうことができる。

3 (略)

「他の教員とは別に勤務時間を割り振ることは、休憩時間は一斉に与えなければならない」とする労働基準法第三十四条第二項に違反する。模範解答は教頭らに違法行為を教え込むものであり、これだけですでに失当である。模範解答のうち後半の「研修」についての部分は、通常の授業日の自宅研修を否定する内容である。

本研究は、この結論だけをとりあげて、それに単純に反発することはしない。この異常な結論の前提となつている法解釈を詳細に検討したうえで、その問題点をすべて明らかにする。

研修の分類

『演習報告』は、各演習題について、根拠法の条文の一覧を掲げ、ついでその解釈を箇条書きで列挙し、最後に模範解答を示すという形になっている。

「研修」は、次の三つの形態に分類されるという。すなわち、

ア 職務命令による研修

イ 職務に専念する義務免除による研修

ウ 勤務時間外の自主的研修

勤務時間内の研修としてア及びイを、勤務時間外の研修としてウをあげているようである。しかし、この分類自体が大間違いなのである。

勤務時間外の研修の義務

まずウについて言えば、法律が教育公務員ないし教員の勤務時間外の研修について規定することなどありえない。

『演習報告』は、「勤務時間外の自主的研修」の根拠条文として、教育公務員特例法(以下、教特法)第十九条第一項と第二〇条第二項をあげるが、勤務時間外に「絶えず研究と修養に努めなければならない」(一九条一)などということはない。

また、「授業に支障のない限り……勤務場所を離れて研修を行うことができる」(二〇条二)という規定は、勤務時間内という前提を欠いては無意味である。もしもして、勤務時間外であれば、「授業に支障がない」とでも思っているのだろうか。

次にイの「職務に専念する義務免除による研修」だが、そもそも「職務に専念する義務免除」と「研修」とを結び付けるといって、この概念自体が矛盾したものである。

教特法の規定する「研修」は、教員の職務としての研修なのである。だから、研修は職務としておこなうことができるのみであつて、職務外の研修という概念は成立の余地がない。

教特法二〇条二項の研修を仮に「自主的な研修」と呼ぶとしても、それは勤務時間内に、勤務の一形態として指揮・命令・指示を受けることなく、自主的におこなうというものであつて、職務専念義務を免除されて、職務外におこなうというものではない。当然、勤務時間外におこなうというものであり得ない。

また、職務専念義務免除するという場合、それは職務一般に専念する義務の免除であつて、職務専念義務の免除を受けた後に研修という職務に専念すること自体背理であり、論理的にあり得ないことになる。

職務専念研修の要件と効果

『演習報告』は、この「イ 職務に専念する義務免除による研修」の「要件」として、「a 授業・校務に支障がないこと。b 研修内容が職務上有益であること。c 職員から研修承認願が出されていること。d 本属長の承認があること」の四点を挙げている。

「a 授業・校務に支障がない」という規定は、a 授業・校務に支障がないこと、と、根拠もなく「校務」を追加している。教諭が研修をおこなうことによつて、校長の職務である「校務」(「学校運営上必要な一切の仕事」)に支障が生ずるといふのも、おかしな話である。

また、「要件」とは、要するに本属長が承認するにあつた条件ということであるが、そこに「d 本属長の承認があること」を挙げることは、無意味な同語反復である。

『演習報告』は、この「イ 職務に専念する義務免除による研修」の「効果」として、「a 研修に専念する義務がある。b 研修報告書を提出する義務がある。c 給与は減額されない。d 公務災害の対象にならない」の四点を挙げている。

「効果」というのも訳の分からない用語であるが、職務専念義務を免除しておいて、研修に専念する「義務」や研修報告書を提出する「義務」を課すとは、いったいどういう意味が理解できない。

「d 公務災害の対象にならない」とは、正しくは公務災害補償の対象とならないということだろう。そして、ここにもたへんな誤解があるのだが、公務災害補償制度はきわめて複雑であるので、後ほど改めて検討することとする。

職務命令による研修という背理

そしてアの「職務命令による研修」であるが、教員が校長から職務命令を受けて研修をおこなうということ自体が、自己矛盾である。研修は職務命令を受けておこなうものではない。

『演習報告』は、「職務命令による研修」が成り立つ「法的根拠」としてさきほどの教特法一九条、二〇条を含め法律の条文を大量に挙げているが、校長が教員に研修を命令することができるの解釈は到底なりたない(このことについては、教育法学書でよく論じられることなので、これ以上は論じない)。

思うに、『演習報告』は、いつてこの「職務命令による研修」が、たいていの場合出張の形をとること、出張とは公務のために旅行することであり、「旅行命令」を受けておこなわれるものであるということから、つまり「研修」そのものが職務命令の対象であると誤解したのである。この場合、「命令」の対象は「旅行」であつて、「研修」そのものではあり得ないのである。

模範解答の採点

以上のとおり、『演習報告』のいう「研修の三つの形態」それぞれが、すべて成り立たない。したがつて、「勤務時間を早く切り上げて自宅研修扱いにすることは、授業・校務に支障がないとしても、研修内容が職務上有益であるとは判断できないので、職務専念義務を免除されている。この研修に相当するとは言えない。」という模範解答は、つぎの諸点で間違つている。

研修は勤務の一形態であつて、勤務時間内におこなうものであるのに、「勤務時間を早く切り上げて」「職務専念義務を免除されて」「おこなうものである」としている点。

授業への支障の有無を判断すればよいのに、「校務に支障」という根拠のないことを問題にする点。

校長には、研修内容にまで立ち入って干渉する権限はないのに、「研修内容が職務上有益である」か否かを

問題にしている点。

### B教諭の論理と模範解答の論理

一九九八年の演習題第一問は、休憩時間に業務を割り当てたことの代償措置と、放課後の自宅研修とはまったく別の事柄であって、同時に論ずることはできないにもかかわらず、このふたつの問題をリンクさせてしまったところに、重大な誤りがある。その意味で教頭らに勉強させるための演習題としてはまことに不適切であるといえる。

しかし、ここに「研修」問題の本質が潜んでいるといえる。

本来、時間外勤務については代休措置を講ずるべきなのであって、「研修」による代償は正しい措置ではない。

その意味で、時間外勤務の代償として「研修」を求める「B教諭」の主張は失当であり、その限りにおいては「B教諭」の要求を拒むべしとする模範解答の結論は、ただし、「演習報告」の模範解答は、この「B教諭」の主張を職員団体の主張に擬したうえで、それを断固拒絶して溜飲を下げたつもりかも知れない。

しかし、もう一度よく考えていただきたい。

時間外勤務の代償措置としての研修許可を求める「B教諭」の論理は、「職務専念義務による研修」(上記)の分類イ)があるとする模範解答の論理とまったく同一なのである。

なんのことはない。「法規演習」は、まず「みずから」B教諭「になりすまして、時間外勤務の職専免研修による代償を要求し、ついで、今度は校長の立場からそれを突っぱねて見せているだけなのである。

### 模範解答の自縛自縛

こうなると、様相は一変する。

模範解答は、職専免研修による

時間外勤務の穴埋めを求める「B教諭」の要求をなんとしても拒絶したいのだが、「職専免研修」(分類イ)の存在を認めるという点では、立場を共有しているため、まさか「B教諭」の要求に対して、「職専免の研修など」といつものありえない。研修名目で代休措置としての職専免を認めることなど、そもそもできない」と門前払うことはできない。

そのため、「B教諭」に「職専免研修」を許可するか否かについて、個別判断をせざるをえないことになる。ところが、「B教諭」による「職専免研修」の求めを拒む理由が、いざとなると見つからない。当然の事である。

前述の「職専免研修」承認の四要件つまり、「a 授業・校務に支障がないこと。b 研修内容が職務上有益であること。c 職員から研修承認願が出されていること。d 本部長の承認があること」をみても、適当な理由がみつからない。cは出ているし、dは元々意味がない。aに該当する理由もない。

こうなるとbしか残っていないのだが、「有益でない。無益だ」と断定したくてもそう言うだけの根拠がない。言いつに事欠いて、ついに「研修内容が職務上有益であるとは判断できないので」ときた。

### 研修問題のただし考え方

『茨城県高等学校教頭研修会における演習報告』は、自分で自分の衣の裾を踏んつけて、ぶざまに転倒してしまつたよつで、あえて反発したり批判したりするにも及ばない。

本研究としては、「研修」問題についてのただし考え方を再確認し、この問題のまとめとしたい。

教育行政は、従来「イ 職務に

専念する義務免除による研修」の「職務に専念する義務免除」という側面に注目し、そこに、時間外勤務に対する代休措置の役割を担わせてきた。

これでは、「研修」は口実に過ぎないことになり、その実質は空洞化せざるをえない。教特法一九条と二〇条が規定する「研修」は、時間外勤務の代償措置として空費すべきものではない。

「研修」は、法の趣旨にそつておこなわれなければならない。つまり、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養につとめなければならない」(教特法一九条)であり、「教員は、授業に支障のない限り、本部長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修をおこなうことができる」(二〇条一項)のである。

したがって、平常の授業日にあつては、授業終了後、生徒の放課後に教員が勤務場所を離れて研修をおこなうこと、そして、「入学式、卒業式、あるいは定期試験日等の生徒を帰したあと」に学校を離れて研修をおこなうことも、法の趣旨に合致する当然のことである。

「研修」は、「教育」を職務とする教員が、職務遂行のためにおこなうものである。このようなものとしての「研修」は、自由かつ主体的におこなわれるのでなければ、成果があがるはずがない。職務命令による強制や干渉は本質的になじまない。

校長は、「授業に支障」があるか否かについてキチンと判断したうえで滞りなく許可をおこない、教員が法の趣旨にしたがい、円滑に研修をおこなえるような配慮を怠ってはならない。

教員がおこなう研修に関して校長がおこなう「監督」(学校教育法第二八条)は、のとおりであつてそれを超

えるものではない。結果報告書の提出

を求めるなどして、研修のありかたや内容について干渉するのは、「監督」の範囲を逸脱するものであり、教育に対する、不当な支配(教育基本法第一〇条)にあたるから違法である。

授業に支障がないことが明らかであるにもかかわらず、校長が、放課後の自宅研修を承認しないとすればただちに教特法違反である。研修制度の根幹を否定するものであり、いかにしても許されない。

### 高校教育課の責任

『演習報告』の編集後記にはこう記されている。

「研修会及び報告書作成にあたり、御多忙のところ懇切な御指導を賜りました、高校教育課の先生方に、厚く御礼申し上げる次第です。」

これは、たんなる儀礼的挨拶なのではない。高校教育課の人事担当者によれば、「法規演習」における演習題は、かつては教頭会において作成していたが、近年は高校教育課人事係において作成し、出題するようになったのだという。模範解答もまた、高校教育課人事係による添削を経て、『演習報告』に掲載しているのだという。

以上、因果連鎖にしたがつて一連の動きをたどつて来た。要するに、教頭時代に「法規演習」によつて研修否定の論理を学んだ校長らが、「入学式、卒業式、あるいは定期試験日等の生徒を帰したあとの勤務時間について、周辺の住民にきちんと説明ができるような配慮」をせよと指示されて、いきなり研修剥夺の拳に出たということになる。

今年度も四月十七日の県高校長協会の会合の席上、山田隆士高校教育課長は、研修についての指示をおこなつた。文面は前年とまったく同じで一字

一句違わない(一ページ第二段参照)。

曖昧で誤解を生じかねない言い方だが、決して研修を承認してはならないという趣旨のものではない。

研修を承認しないのであれば、周辺の住民にきちんと説明する必要があるとなつてしまつたのだ。研修がおこなわれるからこそ、教員にはその正しい実施が求められるわけだし、校長には監督の責任が生ずるのである。

しかし、高校教育課が、一方では研修の正しい実施を求めておきながら、他方で研修について誤つた教頭教育をおこなつてきたことは否定できない。だとすれば、高校教育課長は、この矛盾した対応が一部校長の暴走を招いたことについて、深刻に反省すべきである。当面、研修問題での指示について、その趣旨をただし伝えるために必要な措置を取るべきである。

今年も八月には、「茨城県県立学校教頭研修会」が開かれるのであろう。演習題と模範解答の作成にあたる高校教育課には、今後はより慎重な対応が求められることになる。

まさに、県民の目が注がれているのである。(以下次号)

### 三

### おことわり

「研修」についてのトラブルが相次いでいるため、今回の「校長会の研究」は予定を変更して、「第一〇回 校長会と教頭会(その二)」として発行しました。

前回予告した「第九回 校長会の人事(その四)校長の異動」は、近日中に発行します。ご了承ください。